

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【公開番号】特開2010-255398(P2010-255398A)

【公開日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-045

【出願番号】特願2010-25151(P2010-25151)

【国際特許分類】

E 04 F 11/18 (2006.01)

【F I】

E 04 F 11/18

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月5日(2011.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

壁に対して手摺り棒を取付けるための手摺り金具であって、

前記壁に取付けられ、被係止部を有する1つの位置決め部材と、

前記位置決め部材の被係止部に脱着可能且つ回動自在に係止される係止部、前記係止部を前記被係止部に係止した状態で前記壁に当接する壁取付面、および手摺り棒を取付けるための手摺り棒取付部を有する手摺り金具本体と、

前記壁取付面を前記壁に固定する壁固定用ビスとを具備し、

前記壁取付面における下部側に、前記壁固定用ビスを通す壁固定用ビス挿通孔が設けられ、

前記係止部は、前記壁取付面における上部側に配設されているとともに、前記手摺り金具本体が自重で前記位置決め部材に対して回動せず、且つ、前記手摺り金具本体を手で回動操作できるように、互いに係止した当該係止部と被係止部とに回動抵抗がかかるよう構成されていることを特徴とする手摺り金具。

【請求項2】

請求項1記載の手摺り金具において、

前記位置決め部材は、当該位置決め部材が前記壁に取付けられた際に前記壁から突設され手摺り金具本体よりも硬度の低い合成樹脂製の突設部と、前記突設部とは別体のものから構成され前記突設部を壁に取付けるための突設部取付部材とを備え、

前記被係止部は、前記突設部の外周に少なくとも上部を円弧状に形成された溝状の凹部からなり、

前記壁取付面には、前記被係止部を受容する下方開口の被係止部受容孔が設けられ、

前記係止部は、前記被係止部受容孔の内周壁に形成されて前記被係止部を挿入可能にする開口部を有するものとされているとともに、当該係止部を前記開口部から被係止部に手で押し入れることができ、押し入れた後は、前記回動抵抗が当該係止部と被係止部とにかくように、その内径が前記被係止部の外径よりも小さく、且つ前記開口部の幅が前記内径よりも小さくように構成されていることを特徴とする請求項1記載の手摺り金具。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の手摺り金具において、

前記係止部は、正面視で前記手摺り金具本体の軸心上に配設されていることを特徴とす

る手摺り金具。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の手摺り金具と、
前記手摺り金具の手摺り金具本体が前記壁に取付けられた状態で、前記手摺り棒取付部
に取付けられる手摺り棒と、
前記手摺り棒を前記手摺り棒取付部に固定する手摺り固定用部材とを具備することを特
徴とする手摺り装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】手摺り金具及び手摺り装置

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、手摺り金具及び手摺り装置に関する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような従来技術の課題を解決するためになされたものであり、取付け・
取外しを簡単に行うことができる手摺り金具および手摺り装置を提供することを目的とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために、本発明は、壁に対して手摺り棒を取付けるための手摺り金
具であって、前記壁に取付けられ、被係止部を有する1つの位置決め部材と、前記位置決
め部材の被係止部に脱着可能且つ回動自在に係止される係止部、前記係止部を前記被係止
部に係止した状態で前記壁に当接する壁取付面、および手摺り棒を取付けるための手摺り
棒取付部を有する手摺り金具本体と、前記壁取付面を前記壁に固定する壁固定用ビスとを
具備し、前記壁取付面における下部側に、前記壁固定用ビスを通す壁固定用ビス挿通孔が
設けられ、前記係止部は、前記壁取付面における上部側に配設されているとともに、前記
手摺り金具本体が自重で前記位置決め部材に対して回動せず、且つ、前記手摺り金具本体
を手で回動操作できるように、互いに係止した当該係止部と被係止部とに回動抵抗がかかる
よう構成されている手摺り金具を提供する。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1記載の手摺り金具において、前記位置決め部材は、当該位置決め部材が前記壁に取付けられた際に前記壁から突設され手摺り金具本体よりも硬度の低い合成樹脂製の突設部と、前記突設部とは別体のものから構成され前記突設部を壁に取付けるための突設部取付部材とを備え、前記被係止部は、前記突設部の外周に少なくとも上部を円弧状に形成された溝状の凹部からなり、前記壁取付面には、前記被係止部を受容する下方開口の被係止部受容孔が設けられ、前記係止部は、前記被係止部受容孔の内周壁に形成されて前記被係止部を挿入可能にする開口部を有するものとされているとともに、当該係止部を前記開口部から被係止部に手で押し入れることができ、押し入れた後は、前記回動抵抗が当該係止部と被係止部とにかくるように、その内径が前記被係止部の外径よりも小さく、且つ前記開口部の幅が前記内径よりも小さくように構成されていることが好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項1又は2に記載の手摺り金具において、前記係止部は、正面視で前記手摺り金具本体の軸心上に配設されていることが好ましい

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

又、本発明は、請求項1乃至3のいずれかに記載の手摺り金具と、前記手摺り金具の手摺り金具本体が前記壁に取付けられた状態で、前記手摺り棒取付部に取付けられる手摺り棒と、前記手摺り棒を前記手摺り棒取付部に固定する手摺り固定用部材とを具備することを特徴とする手摺り装置を提供する。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項1の手摺り金具、請求項4の手摺り装置にあっては、壁の所定位置に位置決め部材を取付け、その位置決め部材に備わった被係止部に、手摺り金具本体の係止部を係止させる。そして、手摺り金具本体の壁取付面が壁に当接することで手摺り金具を仮固定できる。この状態で手摺り棒の手摺り金具への取付けが可能になり、更には、仮固定後にクロスを貼る等の際に容易に取外しを行うことが可能となり、かつ位置決め部材は壁に取付けた状態のままで手摺り金具本体を取外すことができる。また、クロス貼り付け後等における本固定時は、被係止部へ手摺り金具本体を係止することに加え、壁固定用ビスで確実に固定することができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

又、係止部は、被係止部に回動自在に係止されているとともに、互いに係止した係止部と被係止部とに手摺り金具本体が自重で位置決め部材に対して回動できない回動抵抗がかかるように構成されているため、手摺り金具本体を位置決め部材に係止する際に、手摺り棒取付部の角度位置を決めながら行なうことができるとともに、位置決めした後は、手摺り金具本体が自重によって勝手に回動するようなことがなく、手摺り棒取付部の角度位置を決めた手摺り金具本体をその状態の姿勢に維持させることができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項2の手摺り金具にあっては、位置決め部材は、当該位置決め部材が前記壁に取付けられた際に前記壁から突設される突設部と、前記突設部とは別体のものから構成され前記突設部を壁に取付けるための突設部取付部材とを備え、そして、被係止部は、前記突設部に形成されている。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

又、例えは壁の外側に突出した突設部を、係止部の開口部に挿入し、その後手摺り金具本体を位置決め部材に対して降下させることで、突設部の被係止部に開口部の上縁が引っ掛かり取付けが完了する。一方、手摺り金具本体を持ち上げて手前側に引くことで取外しが完了する。よって、極めて簡単に取付け取外しができる。

【手続補正 1 8】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 0 2 2****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 0 2 2】**

更に、手摺り棒取付部に手摺り棒を取付ける前ににおいて、手摺り棒取付部と手摺り棒の取付位置とが位置ズレを起こしても、突設部の被係止部を少なくとも上部を円弧状に形成してあるため、手摺り棒取付部の係止部が突設部の被係止部を回動して前記位置ズレを許容する状態で手摺り棒取付部に手摺り棒を取付けることが可能になる。よって、手摺り棒に曲がりが存在する場合、または手摺り金具本体を手摺り棒の所定の取付位置にきちんと取付けできない場合などにおいて、手摺り棒取付部に本体を取付け得る。特に、請求項6の手摺り金具にあっては、手摺り金具本体の軸心上に係止部が配設されているので、手摺り金具本体の取付け角度を変化させても、手摺り棒が取付けられる手摺り棒取付部と位置決め部材の被係止部との離隔距離を一定にすることができる。

【手続補正 1 9】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 0 6 6****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 0 6 6】**

尚、この第2実施形態において、壁固定用ビス挿通孔135a及び被押さえ部135bの位置や数量は、特に限定されず、適宜変更できる。例えば図20に示すように壁固定用ビス挿通孔135a及び被押さえ部135bを1つだけ設けたものにしても良い。又、この図20に示すものでは、係止部133aの開口部136の幅w1は、係止部133aの内径D2よりも小さく形成されている。

【手続補正 2 0】**【補正対象書類名】図面****【補正対象項目名】図20****【補正方法】変更****【補正の内容】**

【図 20】

